

社会福祉法人ゆたか福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆたか福社会（以下「当法人」という）定款第九条及び第二四条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週4日以上当法人の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、出張旅費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員である理事長については、報酬及び退職手当を支給することとし、賞与は支給しない。非常勤の場合は別途定める。
- (2) 当法人職員を兼務する常勤役員については、職員給与規定に基づく給与以外に役員報酬を支給する。非常勤の場合は別途定める。
- (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤の理事長に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した時に支給するものとし、死亡により退任した時については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 理事長及び常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

(費用弁償)

第6条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については別表4に定める額を支払うものとする。

2 常勤の理事長には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等の支給は、銀行振込により、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期に行うものとする。

(1) 報酬については、未締め翌月 25 日に支払うものとする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(2) 常勤役員は職員給与規定に準拠し、当月 25 日に支払うものとする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、3ヶ月以内に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、旧規定を改訂し、2017年4月1日より適用する。

改定 2023年8月26日

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 基本給 583,000円
	月額 手当 100,000円
理事 (法人職員兼務)	月額 30,000円

*理事長からの申出があり、理事会の承認があれば報酬の減額が出来るものとする。

*当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、別途職員給与の額を、職員給与規程によって支給する。

別表2 (常勤役員である理事長の退職金算定式)

最終報酬月額 × 在任年数

上記在任年数は1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

別表3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 10,000円
上記以外の業務のための出勤	日額 10,000円

(2) 理事

理事長	<u>常勤理事長の基本給・手当(別表1)を基準として、週の出勤日数割合で月額の基本給・手当を算出する。</u>
理事会等会議への出席	日額 10,000円
上記以外の業務のための出勤	日額 10,000円

(3) 監事

監事監査への出席	日額 20,000円
上記以外の業務のための出勤	日額 10,000円

別表4 (費用弁償)

(1) 会議等出席のための交通費の費用弁償額

会議開催地から往復100kmを超える場所に居住する非常勤役員等(県内)	3,000円
会議開催地の県外に居住する非常勤役員等	交通費実費相当額

- ・交通費の実費が上記の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を支払う。
- ・常勤役員は職員旅費規程に準拠した額を支払う。

(2) 出張旅費の費用弁償額

申請により職員旅費規程に準拠し支給する。